

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和5年度第1回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会	
開催日時	令和5年9月27日（水） 午前9時00分～午前11時00分	
開催場所	草加市役所 7-B会議室	
出席者 ※会長◎ 副会長○	<p>(1) 出席委員（17名）</p> <p>◎真鍋 陸太郎 ○西川 恭文</p> <p>吉田 稔 堀内 喜代子 吉田 隆彦</p> <p>櫛渕 由美子 木村 伸士 増野 美七海</p> <p>小宮 鎮紀 大熊 聖也 清水 亜由美</p> <p>大熊 宏昌 井上 淳子 島村 文香</p> <p>大塚 敦 岡田 啓司 八子 将之</p> <p>(2) 欠席委員（2名）</p> <p>飯塚 光弘 武智 晴美</p> <p>(3) 事務局（草加市）</p> <p>子ども未来部 部長 杉浦 めぐみ</p> <p>子育て支援課 係長 長谷川 裕美</p> <p>子育て支援課 主事 鈴山 杏子</p>	
次回開催予定日	令和6年1月10日（水）	
問い合わせ先	<p>草加市子育て支援課 子ども援護係 長谷川・鈴山</p> <p>電 話：048-922-1483（内線3353）</p> <p>メール：sienka@city.soka.saitama.jp</p>	
会議記録	要約筆記	埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条第2項第3号
内 容	別紙、会議録のとおり	

1 開 会（9：00～）

埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置規約第8条第2項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。委員総数19名のうち17名が出席しているため、会議が成立することを報告。

2 あいさつ

草加市子ども未来部長 杉浦 より開会のあいさつ。
第1回協議会のため、各委員から自己紹介。続けて、事務局職員紹介。

3 議 事

（1）会長及び副会長の選任について

・ 質疑等(要旨)

【事務局】 議事（1）会長及び副会長の選任について、設置規約第6条第2項の規定により、委員の互選によって会長を選出することとなっている。会長の職に自薦・他薦はあるか。

【西川委員】 長くこの協議会にご尽力いただいている、真鍋委員を推薦。

【事務局】 真鍋委員の意向確認。

【真鍋委員】 了承。

【事務局】 真鍋委員を会長としてよろしいか。

【委員一同】 了承。

【事務局】 それでは、会長は真鍋委員とする。
会長が選任されたため、設置規約第6条第3項の規定に基づき、以降は会長が議長として進行する。

【事務局】 (真鍋委員、会長席へ移動後) 設置規約第6条第4項の規定により、副会長は会長が指名することとなっている。真鍋会長に副会長を指名いただきたい。

【真鍋会長】 主宰市の西川委員を指名。

【西川委員】 了承。

【司 会】 (西川委員、副会長席へ移動後) 会長へあいさつを依頼。

【真鍋会長】 公共交通等で移動が困難な方のために行われているのが福祉有償運送事業である。福祉有償運送事業を必要としている方は増えている一方で、タクシー等は減少している。このことから本事業の必要性が非常に高まっていることがわかると思う。どのような福祉有償運送を実施していくかについてご意見を伺いながら、更新団体登録等の慎重なご審議をお願いしたい。

(2) 地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 事務局に対し移動制約者等と福祉有償運送の必要性について、説明を求める。

【事務局】 別紙の資料1に基づき説明。8市町へ事前に照会したところ全市町から必要との回答があった。8市町の意見を踏まえ、必要性の判断をお願いしたい。

【真鍋会長】 資料1に基づき、各市町からあげられた判断の根拠となる数値や意見をふまえると、挨拶でも申し上げた通り、福祉有償運送事業を必要としている方が増えている中で、タクシー等の移動手段はそれほど充実していないことがわかる。やはり今年度もこれまで通り福祉有償が必要だと判断して良いと思われるが、出席委員にも意見を伺いたい。

【委 員】 (意見なし)

【真鍋会長】 特に意見がないようであれば、令和5年度の埼玉南地区における福祉有償運送を必要と判断してよろしいか。

【委員一同】 了承。

(3) 令和4年度会計報告及び令和5年度予算(案)について

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 事務局に対し令和4年度会計報告及び令和5年度予算(案)につい

て説明を求める。

【事務局】 次第に綴った資料の2～4ページに基づき説明。

【真鍋会長】 協議会の開催回数によって予算は変わってくるが、昨年度は3回開催、今年度は2回開催である。開催回数にあわせて予算を組んでいることと思う。

【委員】 (意見なし)

【真鍋会長】 昨年度決算報告及び今年度の予算案については了承してよいか。

【委員一同】 了承。

(4) 新規登録申請について (1 団体)

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 新規登録申請のあった特定非営利活動法人 結の担当者入室いただく。

～事業者(特定非営利活動法人 結)入室～

【真鍋会長】 担当市の越谷市へ概要説明を求める。

【大熊委員】 資料2に基づき概要説明。

【真鍋会長】 今現在どのような事業を展開しており、どういった運送を想定しているか。

【事業所】 障がいのある人に対しての事業を行っており、生活介護、グループホーム、放課後等デイサービスなどを行っている。現状、グループホームの通院時に車を必要としているが、介護タクシーでは車いすでの移動が難しく、また発熱などの急な移動の際に福祉有償運送事業を必要としているので、そういった運送を想定している。

【真鍋会長】 旅客の名簿を見ると3名のみだが、他の事業の利用者は多くいるが運送は3名のみということで良いか。

【事業所】 現状、この事業を必要と把握しているのは3名のみ。他の事業を利用している方は200～300名ほどいる。しかし、積極的にこの事業を利用してほしいと言うことはなく、ご家庭の状況も鑑み支援が必要な方にこちらから声をかけている。

【真鍋会長】 今後、対象者が増えると変更届が必要になる。

【事業所】 はい。確認している。

【真鍋会長】 運送の区域が埼葛南地区の全区域となっているが、福祉有償運送では利用する発地または着地のみの登録で良い。しかし今回全区域で申請しているのは、今後利用者数が増加することを見越しているのか。そうでないのであれば、本来必要な区域のみで良いのだが、そのあたりはどうか。

【事業所】 今後を見越して、当事業所の利用者のいる区域を申請している。

【真鍋会長】 福祉有償運送事業が始まると、安全確認のためのチェックや運送した記録を県の様式ですることとなる。安全運転のための確認をどのようにするか。具体的には、体調の確認やアルコールのチェック、夕方には暗くなるので気を付けるなど、対面でのチェックを行っていただきたい。

【事業所】 はい。チェック内容についてそこまで考えてはいなかったが、今ご教示いただいたことを行っていく。また、車の置いてある場所には必ず管理者等がいるので、事業の始まる前にチェックを行う。

【真鍋会長】 チェックの方法や記録、運送の記録がきちんとできていない事業所が比較的多くあるので、気を付けていただきたい。他に意見はあるか。

【櫛渕委員】 旅客の3名は身体障害の6級となっているが、どのような方なのか。

【事業所】 3名ともほとんど自分で体を動かすことのできない方である。また、知的の障がいも最重度であり、なかなか自分の思いを言語化できないのが登録の3名である。

【真鍋会長】 追加で確認だが、保険については福祉有償運送事業にも対応できるということは保険会社に確認済みか。

【事業者】 はい。確認済み。

【真鍋会長】 先ほども申ししたが、福祉有償運送では記録するものがあるので、それらをきちんと記録していただきたい。他に意見がなければこちらで、協議が調ったこととしてよろしいか。

【委員一同】 了承。

～事業者（特定非営利活動法人 結）退室～

(5) 更新登録申請について (4 団体)

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 更新登録について4団体のうち、まず「特定非営利活動法人 あい」の担当者入室いただく。

～事業者 (特定非営利活動法人 あい) 入室～

【真鍋会長】 担当市町の蓮田市へ概要説明を求める。

【大塚委員】 資料3に基づき概要説明。

【真鍋会長】 今回は更新登録ということだが、本日付で変更登録が提出されていないので、これまでの登録を引き継いで更新で良いか。また、これまでに事故や利用者からの苦情などはあったか。

【事業者】 はい。事故や苦情はありません。

【真鍋会長】 「安全な運転のための確認表」と「乗務記録」を提出されているが、普段どのように安全な運転のための確認をされているのか、説明を求める。

【事業者】 安全な運転のための確認はアルコールチェックと対面での健康チェックを出発前にしている。対面でのチェックができない場合は、電話での確認をしている。

【真鍋会長】 提出された乗務記録について、丸めた時間を記載されているが、実際に乗り降りした時間を書く欄なので、今後改めていただきたい。

【事業者】 はい。わかりました。

【真鍋会長】 私からは以上だが、他に意見はないか。

【岡田委員】 安全運転のための確認について、アルコールチェッカーなどは導入していないのか。

【事業者】 導入している。

【真鍋会長】 対面でのチェックができない際、数値のチェックはできないのか。

【事業者】 用紙に記入しているので、電話では確認できない。

【櫛渕委員】 安全な運転のための確認表について、運転者氏名はどのような順番で記載しているのか。また、確認者が非対面の場合でもすべて同じ氏名で印が押してあるが、本当に非対面でチェックを行っているのか。

【事業者】 運転者氏名は、予約が入った順で書いている。そのため、時間順に並んでいない。また、確認者の印が全て同じ氏名なのは、同じ苗字の者が3人いるためである。

【櫛渕委員】 今後は同じ苗字であっても、下の名前の一文字を印の横に書く等していただきたい。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 保険については福祉有償運送事業にも対応できるということは保険会社に確認済みか。

【事業者】 はい。確認済み。

【真鍋会長】 他に意見が無ければ、協議が調ったこととしたいがよろしいか。

【委員一同】 了承。

～事業者（特定非営利活動法人 あい）退室～

【真鍋会長】 続いて、「特定非営利活動法人 P a l」の担当者に入室いただく。

～事業者（特定非営利活動法人 P a l）入室～

【真鍋会長】 担当市町の春日部市へ概要説明を求める。

【清水委員】 資料3に基づき概要説明。

【真鍋会長】 今回は更新登録ということだが、変更はないということで良いか。これまでに事故や利用者からの苦情などはあったか。

【事業者】 ありません。

【真鍋会長】 実際のどのようなサービスを行っているのか、説明を求める。

【事業者】 生活サポート支援を行っている。その送迎として、利用者のご自宅から施設、施設からご自宅へ本事業を行っている。

【真鍋会長】 本来であればこれまでの協議会で確認すべき点であったが、初乗り60分以内950円という対価の設定と、生活サポート事業対象の

方に対する福祉有償運送を実施しているということで良いか。

【事業者】 生活サポート事業対象の方に対する福祉有償運送のみを実施している。

【真鍋会長】 対価に「生活サポート事業の場合」ということを追記していただきたい。また、生活サポート事業の場合は年間の上限があるが、上限を超えた場合の運送の対価はどう対応するのか、説明を求める。これまでの実績として生活サポートの上限を超えて、福祉有償運送を実施したことはあるか。

【事業者】 これまでに、上限の150時間を超えた方はいない。

【真鍋会長】 生活サポート事業の場合に実施する対価を追記し、生活サポート事業の対象外の場合は、福祉有償運送を行わない旨も対価の部分に書き添えていただきたい。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 安全な運転のための確認表と乗務記録を提出されているが、具体的にどこでどのように安全な運転のための確認をされているのか、説明を求める。確認者が必ずその場にいるのか。

【事業者】 基本的には事業所にて対面で確認を行っている。対面で行えない場合は電話で行っている。

【真鍋会長】 乗務記録については、運転者と車が1対1で決まっており、運転者ごとに記録を付けているということで良いか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 乗務記録に6月と記載があるが、日付はわからないか。

【事業者】 事業所では別の記録簿を付けているので、それとあわせて分かるようになっている。

【真鍋会長】 乗務記録にも日付を記録として残さなければならない。乗務記録を月ごとにまとめてもいいが、日付は必ず記録するようにお願いします。また、対価については生活サポートと合わせていただくので記録がないのか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 生活サポートの対価と合わせて記録する必要があるので、記載する

ようお願いする。委員から他に意見はないか。

【真鍋会長】 保険については福祉有償運送事業にも対応できるということは保険会社に確認済みか。

【事業者】 はい。確認済み。

【真鍋会長】 対価の部分に生活サポートの対価についての記述をしていただき、提出していただいたものを私と事務局で確認するというので、協議が調ったこととしてよろしいか。

【委員一同】 了承。

～事業者（特定非営利活動法人 P a l）退室～

【真鍋会長】 続いて、「特定非営利活動法人 青藍会」の担当者に入室いただく。

～事業者（特定非営利活動法人 青藍会）入室～

【真鍋会長】 担当市町の越谷市へ概要説明を求める。

【大熊委員】 資料3に基づき概要説明。

【真鍋会長】 今回は更新登録ということだが、変更はないということで良いか。これまでに事故や利用者からの苦情などはあったか。

【事業者】 ありません。

【真鍋会長】 普段の福祉有償運送の実施について説明を求める。

【事業者】 利用者の自宅から通われている事業所や、学校に通っている方であれば自宅からバス停までを利用している。

【真鍋会長】 対価には生活サポート利用時、利用時以外とあるが、実際利用しているのはすべて生活サポート事業範囲か。生活サポート事業以外の利用はあったか。

【事業者】 生活サポート以外の利用はなかった。

【真鍋会長】 乗務記録や安全な運転のための確認表があるが、安全運転のための確認をどのように行っているのか説明を求める。

【事業者】 安全運転の確認表に沿って、スカイプ等のテレビ電話で確認をしている。アルコールについては、アルコール検知器を使用している。ま

た、時間帯によっては歩行者が多いこと、天候によっては気を付けてくださいなどと指示を出している。

乗務記録についても、様式のとおり記録している。

【真鍋会長】 車は事業所にあるということで良いか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 事業所に車があっても、確認者は事業所にいないのでテレビ電話にてリモートで確認しているということではないか。事業所に常駐している方は他にいないのか。

【事業者】 時間によっては他の人が事業所にいない。

【真鍋会長】 乗務記録は、運転者ごとにつけているのか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 他に意見はあるか。

【榊委員】 運転者の氏名と乗務記録にある氏名が違うが、説明を求める。

【事業者】 運転者の1名が結婚し、苗字が変わっている。免許証の裏面に現在の氏名が記載されている。

【榊委員】 了承。乗務記録の自動車登録番号はナンバープレートの数字でなくて良いのか。

【真鍋会長】 現在記載されているのは福祉有償運送の番号である。一般的に自動車登録番号はナンバープレートの番号を書くが、ここへの記載内容について関東運輸支局は何か情報を持っているか。

【増野委員】 自動車登録番号はナンバープレートの数字を記載する場所である。

【真鍋会長】 次の月からナンバープレートを記載するように。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 保険については福祉有償運送事業にも対応できるということは保険会社に確認済みか。

【事業者】 はい。確認済み。

【真鍋会長】 他に意見がなければ、協議が調ったこととしてよろしいか。

【委員一同】 了承。

～事業者（特定非営利活動法人 青藍会）退室～

【真鍋会長】 続いて、「特定非営利活動法人 ささえあいの会みさとクローバー」の担当者入室いただく。

～事業者（特定非営利活動法人 ささえあいの会みさとクローバー）入室～

【真鍋会長】 担当市町の三郷市へ概要説明を求める。

【島村委員】 資料3に基づき概要説明。

【真鍋会長】 今回は更新登録ということだが、変更はないということで良いか。これまでに事故や利用者からの苦情などはあったか。

【事業者】 ありません。

【真鍋会長】 福祉有償運送の実施について、具体的な説明を求める。

【事業者】 利用者にはクローバーの会員になっていただくので、クローバーを起点として迎えに行き、事業所に行ったり、最近新しくできた世代間交流館に行ったり、病院に行ったりしている。

【真鍋会長】 今の説明だが、クローバーから自宅まで迎えに行く間は利用者が乗っていない。乗車していない時間の対価はいただいているということではよろしいか。

【事業者】 迎えの料金はいただいている。

【真鍋会長】 迎車回送料金は1kmあたり50円ですね。乗務記録に①迎車、②送車とあるが、迎車時間と利用者を乗せている時間、収受した正しい金額の記載をお願いしたい。迎車と送車では、利用者を乗せている時間がわからない。

【事業者】 事務をしている者だが、①迎車は迎車時間、②送車は利用者を乗せている時間として書いている。

【真鍋会長】 では、送車を「実車」に書き変えた方がいい。タクシーでは、お客さんを乗せている時間を実車と呼ぶので、そう変更していただくとよくわかると思う。

今回再提出は不要だが、今後は実車に変更していただくようお願いする。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 次に、安全な運転のための確認表を提出していただいているが、確認をどのように行っているのか。また、持込み車両が1台あるが所有車両との違いはあるか。

【事業者】 事業所にて対面でシートベルト、マスクの着用確認をしている。

【真鍋会長】 持込み車両も原則事業所で確認しているということによろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 持込み車両を持っている方が、自宅から直接利用者の自宅へ行くようなことは無いということで良いか。

【事業者】 はい。事業所に一度寄って、車のボディに事業所のマグネットを貼るので、そこで安全の確認をしている。

【真鍋会長】 承知した。委員から他に質問はあるか。

【吉田委員】 持込み車両というのは、第一種免許でできるのか。車の登録は法人名ではなく、個人名でいいのか。

【真鍋会長】 福祉有償運送の研修を受けた方が運転者になれる。また、個人が所有している車を使用できるようにしているのが、この福祉有償運送という制度である。

【吉田委員】 ありがとうございます。

【真鍋会長】 他に意見はあるか。

【大熊委員（県）】 質問だが、運転者に高齢な方が多いが、定期的な研修などは受けているか。

【事業者】 確かに運転者は高齢になっている。しかし、今年新しく60代の運転者を増員した。その際には研修を受けていただいた。

また、遠い病院への運転は運転者の中でも若い60代が担当している。

【真鍋会長】 大熊委員（県）から質問が出たが、例えば秩父の福祉有償運送協議会では、高齢の運転者について協議会で確認するというをしているが、埼玉南地区ではそのような確認を行っていない。しかし、十分に安全に運転できるようにお願いします。

【櫛淵委員】 運転者を増員したとのことだが、乗務記録に記載がない。もうすでに運転しているのか。軽微な変更はあげているのか。

【事業者】 運転者は8月の段階でまだ運転していない。また、軽微な変更として変更届を提出している。乗務記録に記載はないが、運転者一覧には記載している。

【櫛淵委員】 承知した。

【真鍋会長】 他に意見はないか。最後に、保険については福祉有償運送事業にも対応できるということは保険会社に確認済みか。

【事業者】 はい。確認済み。

【真鍋会長】 では、乗務記録の送車を実車に直していただくよう改めてお願いします。他に意見がなければ、協議が調ったこととしてよろしいか。

【委員一同】 了承。

～事業者（特定非営利活動法人 ささえあいの会みさとクローバー）退室～

(6) 変更登録申請（旅客の範囲の拡大）について（1団体）

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 変更登録申請のあった社会福祉法人緑の風福祉会は業務の都合上欠席と連絡をいただいている。質問や意見については、代理で事務局が回答することとなっている。担当市町の三郷市へ概要説明を求める。

【島村委員】 資料4に基づき概要説明。

【真鍋会長】 委員の方に、質問を求める。意見がなければ協議を調ったこととする。

【委員一同】 了承。

(7) 令和4年度下半期実績報告について

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 令和4年度下半期実績報告について事務局へ説明を求める。

【事務局】 資料5に基づき説明。埼玉葛南地区の登録26団体から実績が提出さ

れている。当協議会における実績報告資料については、平成27年度の協議会において合意があるため、一覧表のみを配布している。詳細は一覧表のとおりで、7団体が輸送実績なしとの報告を受けている。
なお、令和5年3月31日付けで1団体廃止となり、現在の活動団体は25団体となっている。

【真鍋会長】 実績が2段書きとなっているのは、地区内が上段、地区外が下段で良いか。

【事務局】 はい。

【真鍋会長】 他に質問を求める。

【委員一同】 特になし。

【真鍋会長】 輸送実績無しの団体については、担当市町で確認したほうが良いと思われる。これについて質問はあるか。

【岡田委員】 業務廃止となった社会福祉法人 吉川市社会福祉協議会については2年間輸送実績がなく、昨年更新のタイミングで廃止となった。吉川市では社会福祉法人 吉川市社会福祉協議会のみが福祉有償運送事業を行っていたが、特定非営利活動法人 たすけあい・よしかわがこの事業を始めた。そこで、2年間輸送実績無しの社会福祉法人 吉川市社会福祉協議会に法人としての考えを聞かせていただいた。最初の議題にあった通り、福祉有償運送の必要性については変化がないと思っている。しかし、吉川市全体としては他の法人が同事業を始めたことで需要をカバーできること、また法人としては事業のニーズが見出せず一区切りしたいという話があり廃止に至ったというところである。

【真鍋会長】 承知した。今話があったように、福祉有償運送の必要性はこれからはますます増えていく分野だと思われる。利用実績がない団体については、各市町で気にかけて確認していただくことが良いと思う。

吉川市からの報告について、承認という形で次の議題に移って良いか。

【委員一同】 了承。

(8) 変更報告について

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 軽微な変更について事務局に説明を求める。

【事務局】 資料6(変更報告一覧表)に基づいて説明。変更については一覧表

のとおり11団体から提出されている。

【真鍋会長】 質問を求める。

【委員一同】 特になし。

【真鍋会長】 意見が無ければ、了承してよろしいか。

【委員一同】 了承。

4 その他

【事務局】 本年度の協議会の開催スケジュールについては、第2回を1月10日に予定している。また、担当市町には提出書類の確認をしていただきたい。

昨年度依頼のあった自家用有償旅客運送（福祉有償運送）における損害賠償保険事業者リストの提供等について、関東運輸局 埼玉運輸支局、埼玉県 企画財政部 交通政策課より回答をいただいたので報告する。公平性の観点からも、保険事業者リストを作成する予定はないとのこと。

【委員一同】 了承。

【事務局】 他に意見や事務連絡はないか。

【大熊委員（県）】 県証紙の廃止や制度の廃止に伴うキャッシュレス化が始まる。10月2日からキャッシュレス決済が可能になる。福祉有償運送に関しては新規登録の事業者と区域の拡大をする事業者がいたらキャッシュレス決済になっていることを伝えていただきたい。

【事務局】 他に意見や連絡がないようなので、副会長へあいさつを依頼。

【西川委員】 委員の皆様の協力により、滞りなく進めることができた。以上をもって令和5年度第1回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会とする。

【司 会】 行政職員以外の方は、資料を回収するため、机の上に置いたままの退席を求める。

5 閉 会（11：00）